

4 景観形成の目標（法第8条第2項第2号）

基本理念

大木地区では自然環境・歴史文化、それを受け継ぐ暮らしと生業が一体となって良好な文化的景観を形成しています。これらは古くから自然と人との関わりの中で創出され、維持されてきたもので、同時に日根荘以来の土地利用の歴史性を有するものです。

しかしながら人口の減少、高齢化、農業・林業の担い手不足等、地域のくらしや生業を取り巻く環境が大きく変化しつつあり、これまで同様の景観の維持が困難になりつつあります。そこで、今後の大木地区の良好な景観保全に向けた基本理念を以下のように設定します。

自然と歴史の魅力あふれる日根荘の里づくり

基本目標

基本理念の実現をめざすために、基本的な目標として次の3つを定めます。

和泉山脈の緑と樫井川に育まれた自然資源の保全

和泉山脈や盆地周囲の山なみ、樫井川、ため池、水路、水田など、人との関わりの中でまもられてきた自然資源の保全。

日根荘の時代から受け継がれた歴史・文化的資源の保全と継承

日根荘遺跡をはじめとする地域の豊かな歴史と文化の資源の継承。

地域のくらしと生業の景観の保全と継承

気候風土を活かした地域のくらしや生業によって受け継がれてきた景観の保全と継承。

景観形成の方針

基本的な目標の実現に向けて、目標に基づき基本的な方針として次の4つを定めます。

① 地域の自然資源をまもり・活かす

- ・人との関わりの中でまもられてきた山林や川・滝・池などの自然環境を保全します。
- ・自然と調和した生活環境の保全を図ります。
- ・市民が身近に自然にふれることができるよう環境整備を進めます。

② 地域の歴史と文化の資源をまもり、活かす

- ・日根荘の時代から受け継がれてきた、ため池や用水路等と農地・集落が一体となった歴史性を有する土地利用を受け継ぎます。
- ・日根荘に代表される地域の歴史・文化の特徴を次の世代へ受け継ぎ、活かします。
- ・歴史的な社寺・史跡等の歴史的資源を保全します。

③ 地域のくらしと生業を受け継ぎ、活かす

- ・まとまりある集落のたたずまいを継承します。
- ・祭礼行事等の地域の伝統的なくらしを継承し、地域づくりに活かします。
- ・農業・林業や織物工場・製材工場・犬鳴山温泉等の地域の生業を継承し、地域づくりに活かします。

④ 住民が主体となって市民・事業者・行政と協働し景観をまもり、伝える

- ・景観形成に向けて地域の自然・歴史・文化や景観に関わる取組みを進めます。
- ・住民が主役となり、市民・事業者・行政等が協力・連携して景観を保全する体制づくりを進めます。
- ・地域の良さやそれを受け継ぐ取組みについて積極的に情報発信します。
- ・地域を訪れやすい環境づくりを進めます。

景観形成の基準（法第8条第2項第3号関係）

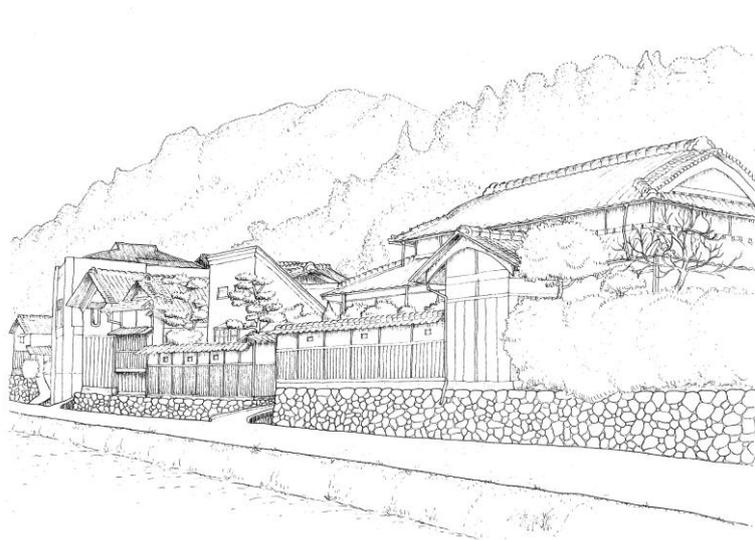
景観形成基準

本計画では、これまで受け継がれてきた大木地区の良好な景観をまもり、次の世代へ伝えるための景観形成の基本目標や基本方針を設けています。良好な景観は既存の法律や府市の条例等によりこれまで保全されてきた点を踏まえ、あらためて周知を行うとともに、地域の景観を構成する要素を保全し、新たな行為等に際して景観の特性を保全するためのルールを景観形成基準とします。

区分	基準	
建築物	位置と規模	周囲の建築物及び工作物の位置や規模を勘案して釣り合いよく配置すること。 周辺景観に配慮した高さや敷地規模を設定すること。
	形態及び意匠	周辺の景観との調和するような形態・意匠となるよう配慮すること。 屋根の形状は周辺の建築物と調和するようにすること。
	素材	素材は周辺の景観と調和するものとする。そうした素材を用いることができない場合は、緑化等で周辺の景観と調和が図れるよう配慮すること。
	色彩	できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観に調和した色彩とするよう配慮すること。
	屋外・屋上に設ける施設	公共空間から目立たない位置に設けるか、落ち着いた色彩を基調とし、建物本体及び周辺との調和を図ること。
	緑化	地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化に努めること。 周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
	その他	建築物を撤去した跡地は、周辺の景観と不調和が生じないよう配慮すること。



工作物	位置及び規模	周囲の建築物及び工作物の位置や規模を勘案して、位置及び規模・高さ等、周辺の景観に配慮すること。
	形態及び意匠	周囲の家並みや背景となる自然環境と調和のとれた形態意匠となるよう配慮すること。
	素材	外装に使用する素材は、できる限り経年劣化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺景観と調和するように配慮すること。
	色彩	周辺の景観と調和するよう落ち着いた色彩とするよう配慮すること。
	植栽	周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
	門・塀・垣・柵の構造等	建築物と調和するように形態や色彩を工夫し、周辺の景観になじむように配慮すること。 石垣や生け垣が現存する場合は、できるかぎり保全されるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合には、周囲の景観になじむものとなるよう配慮すること。
	その他	屋外照明は下方を基本とし、むやみに上方を照らさないこと。 自動販売機等の内蔵光源は明るすぎないようにすること。



開発行為	開発行為は必要最小限のものとし、既存の地形や地勢が著しく変更されるものでないように努めること。また行為後の土地の地形や地勢が、周辺の景観となじむよう配慮すること。
土地の区画形質の変更	できる限り現況の地形を活かすように配慮すること。 新たな法面が生じる場合には、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合には必要最小限のものとし、素材や色彩等に工夫をするなど、周辺景観との調和に配慮すること。
木竹の伐採又は植栽	周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し検討すること。 伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じること。植栽の場合は地域に元来ある樹種を用いるよう配慮すること。
屋外における物の集積	整然とした物の集積または貯蔵により、周辺の景観との不調和が生じないように配慮すること。 道路などの公共空間に接する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を集積するよう配慮すること。それによりがたい場合は、敷地外周部などに植栽等の修景措置について配慮すること。
屋外広告物	主要な視点場からの眺望を遮らないよう配慮すること。 建築物や周辺の町並みとの調和に配慮し、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺景観と調和した位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材とするよう配慮すること。
水面の埋立て	護岸等の整備にあたっては、素材や色彩等の工夫など、周辺景観との調和に十分に配慮すること。



届出対象行為

本計画対象区域内において、景観の現状を変更しようとする場合、景観法に基づき市(景観行政団体)に届出が必要となります。届出が必要な行為は次に掲げる行為とします。

※なお、大規模な建築物及び工作物については、市景観条例に基づく「大規模行為」の届出も必要です。

届出対象となる行為(景観法第16条第1項、同2項関係)

区分		内容
建築物	新築・増築・改築若しくは移転	建築面積 10 m ² 以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え	全体外観の 1/2 以上のもの
工作物	新築・増築・改築若しくは移転	
	(1) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、こ線橋その他これらに類するもの	高さ 5 m を超えるもの
	(2) 煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの	
	(3) 製造施設、貯蔵施設、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの	
	(4) 庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの	
	(5) 門、塀、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの	高さ 1.5m かつ長さ 10m を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え	道路等から容易に見渡すことができるもので、外観の 1 / 2 を超える色彩の変更
開発行為		開発行為面積が 500 m ² 以上
土地の区画形質の変更		当該行為に伴い生じる法面の高さが 1.5m 以上を超えるもの
木竹の伐採又は植栽		高さが 5m 以上の木竹の伐採。
屋外における物件の堆積		堆積する期間が 90 日を超えるもの
屋外広告物	広告物	高さ 10m を超え、かつ表示面積が 30 m ² を超えるもの
	建築物に附属する広告物	高さが 10m を超える建物に付属して設けられる広告物で、表示面積が 30 m ² を超えるもの
その他		自動販売機等の野立てとなる場所での新設

○届出を要しない行為（主なもの）

- (1) 農林業を営むための土地の形質の変更
- (2) 農林業を営むための屋外における物件の堆積
- (3) 農林業を営むための伐採及び植栽
- (4) 通常管理行為その他軽易な行為
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害のために必要な応急処置として行う行為
- (6) 他の法律条例に基づく制度により目的が達成されると認められる行為
 - ・文化財保護法に基づく、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物について行う行為
 - ・自然公園法に基づく国定公園内の区域内で許可をうけて行う行為
 - ・大阪府文化財保護条例に基づく行為
 - ・泉佐野市文化財保護条例に基づく行為
- (7) 景観計画区域となった時点で既に着手している行為
- (8) 新たに景観計画区域となった日から 30 日以内に着手する行為
- (9) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (10) 国又は地方公共団体等が行う行為

※(1)～(3)は届出行為等に関する条例による適用除外行為

(4)～(6)は景観法第 16 条第 7 項に定める適用除外行為

(4)の通常管理行為：屋根、外壁、建具の補修、色彩劣化部分の補修、家屋内部の改変行為、鳥虫害の防除行為、庭木の植替、剪定等

(10)については通知行為が必要となります